

神戸市教職員組合との交渉議事録

1. 日 時：令和6年2月16日（金）15：56～16：07
2. 場 所：教育委員会会議室
3. 出席者：（市） 教職員課長、労務制度担当係長、他1名
（組合） 副執行委員長2名、書記長
4. 議 題：会計年度任用職員（学校看護師）の初任給基準等の見直しについて
5. 発言内容：
 - （組） 会計年度任用職員である学校看護師の初任給基準等の見直しについて、先週の金曜日に発出された通知文書が処遇改善の内容と分かりづらく、十分な現場との意見交換がなされなかったため、通知後に大きな混乱を招くことになったことについて、どう考えているのでしょうか。
 - （市） 事務局と学校現場のコミュニケーションが十分ではなかったことで今回の混乱を招いたことはご指摘の通りであり、大変申し訳なく思っております。これから、来週以降に各校を訪問して直接対象となる方々にご説明をさせていただくとともに、学校現場のご意見を十分に聞きしたうえで、今後の対応を検討させていただきたいと考えております。
 - （組） 私たちも学校現場から意見を聞いていますので、神戸教組としての意見と現場の声をお伝えいたします。
 - （組） 今回、会計年度任用職員である学校看護師に期末勤勉手当を支給するにあたって、見直しが行われていますが、時給を下げるという内容については、国の地公法及び地方自治法の改正趣旨である、会計年度任用職員の適正な処遇の確保の観点と相反するものであり、到底納得はできません。また、昨年11月の市労連交渉において、一般事務等の会計年度任用職員への勤勉手当支給に際して初任給基準の引下げは行っておらず、教育委員会内の会計年度任用職員である非常勤講師や特別支援教育支援員についても、勤勉手当支給に際して初任給基準の引下げは行っていないと聞いております。資格職である看護師は従前から人員不足が指摘されており、処遇の改善が今現在の時給でも求められている中での今回の提案は、人員不足を助長し、学校現場に混乱を招きかねません。学校看護師の時給の引下げはせず、国の法改正趣旨に則り、期末勤勉手当を支給することを求めます。
 - （市） これまで、学校看護師につきましては、期末手当を支給しない代わりに高い時給とさせていただいていた経緯がございまして、これまで期末手当の支給対象となっていた職種や、週の勤務時間が20時間を超える職員が存在しなかった職種とは状況が異なると考えております。現行の時給を維持したまま期末勤勉手当を支給することは、市長部局の看護師や市民病院機構の看護師の処遇との均衡を欠くことになるため望ましくないと考えております。週15.5時間以上勤務される場合には、基本的

に、経験年数によらず年収ベースで処遇が改善されますので、どうかご理解いただきますようお願いいたします。

- (組) 今、市長部局の看護師の処遇との均衡を欠くというお話がでしたが、特別支援学校の看護師の業務は、医療的ケアの必要な児童生徒の増加や保護者負担の軽減などによって負担が大きくなっています。市長部局の看護師と業務内容が全く違ってきます。学校現場の生徒の命を預かるという特殊な業務を行っております。特別支援学校の学校看護師と一緒に働いている養護教諭から話を聞きますと、特別支援学校で勤めている学校看護師が、通常校の方にも派遣で行くという業務を担っていたり、文部科学省の調査でも公表されていますが、特定の医療的行為を学校看護師が担うというところで、胃に直結した栄養を送っていたり、気管切開部の吸入をしたり、特殊な業務を行っていると聞いています。そういった点からも学校看護師の業務の特殊性というところを考えて頂きたいと思います。
- (市) 来週以降、学校現場に説明にいかせて頂きたいに、学校現場で働いていらっしゃる学校看護師の方々の声をお聞かせいただき、その業務内容についてもしっかりと理解したうえで、今後の対応について検討してまいりたいと考えています。
- (組) 今回の件で、学校現場が混乱して、学校看護師の方が現場を離れるようなことになると、医療的ケアの必要な児童生徒が学校に通うことができなくなることが予想されます。また、保護者から医療的ケアの負担を軽減するために学校看護師がやっている業務も増えています。保護者の負担が大きくなっていくという逆戻りをする可能性もあります。神戸市が目指している特別支援学校のあり方が実現できなくなることに、神戸教組組合員である特別支援学校教員らはかなり不安を感じております。今後の対応について、本件の見直しはあるという風に考えてよろしいでしょうか。
- (市) 特別支援学校における医療的ケアに関するニーズの高度化・多様化が進む中で、学校看護師の方々におかれましては、日常的な医療的ケアに加えて、介護タクシーへの添乗業務や、地域の小中学校における医療的ケアの対応等、非常に重要な役割を果たしていただいておりますことは認識しております。そのため、学校看護師の方々には、できる限り継続してご勤務いただきたいと考えておりますので、今回の処遇の見直しについて、繰り返しになりますが、直接学校におうかがいして、丁寧にご説明をさせていただきたいと考えています。
- (組) 今、ご説明いただいて、学校看護師のことを大事に思っているということが伝わってきましたが、現場の方では一方的に通知されたということで、自分たちが大事にされていないというような受け取り方をされている方も多いと聞いております。十分に丁寧な説明をお願いいたします。あと、特支課の方で、期末勤勉手当を支給対象にするため、今後、15.5時間を超える時間を基準とした配置に見直していくかもしれないという話をお聞きしましたが、学校現場の方にお伺いすると、15.5時間

以上の勤務にするということは、医療的ケアが必要な児童5人に対して看護師1名規定になっているので、行事等で一時的に来てもらう人達が15.5時間を超えるのはなかなか難しいという状況もあると聞いていますので、多様な働き方をしている人がいるということも念頭に置いていただきたいと思います。

今後対応されたことをもって、協議を継続させていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。